

昭和村特定建設工事共同企業体取扱基準

(目的)

第1条 この基準は、昭和村が発注する建設工事ごとに結成される特定建設工事共同企業体（以下「特定企業体」という。）について必要な事項を定めることにより、建設業の健全な発展に資することを目的とする。

(活用)

第2条 特定企業体の活用は、建設業者の信用、技術、施工能力等を勘案し、技術力の結集等により、効果的施行の確保ができると認められる場合とする。

(対象工事の種類及び規模等)

第3条 特定企業体の対象工事とすることができる種類及び規模は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、特定企業体による共同施工が適当であると村長が認めた場合は、対象工事とすることができる。

(1) 対象工事の種類

- ア 技術的難度の高い建設工事（橋梁、トンネル、堰等の土木構造物及び建築・設備等の建設工事）
- イ 新技術・新工法の研究開発を目的とする研究開発型工事及び新技術・新工法の実用化を目的とする実験型工事その他技術力を結成して行う建設工事
- ウ 特殊工法を内容とすること等により地元企業への建設技術の移転を目的として行う建設工事

(2) 対象工事の規模

- ア 設計金額が5億円以上の建築工事
- イ 設計金額が1億5,000万円以上の土木工事
- ウ 設計金額が1億5,000万円以上のその他の工事

2 前項の規定により、特定企業体を入札に参加させることができる建設工事については、特定企業体以外の有資格業者（昭和村入札審査会により競争入札に参加資格があると認定された者であって、当該建設工事を確実かつ円滑に施工できると認められるもの（以下「単体有資格業者」という。））があるときは、当該単体有資格業者を特定企業体と併せて入札に参加させることができる。

(構成員の数)

第4条 特定企業体の構成員の数は、原則として3者以内とし、対象工事ごとに定めるものとする。

(構成員の要件)

第5条 特定企業体の構成員は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 建設工事等に係る競争入札参加資格等に関する規則に基づく昭和村建設工事入札参加資格審査申請を行い、資格審査で適格と認められ、工種別ごとに格付を受けていること。
- (2) 当該建設工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可後5年を超える営業年数を有すること。
- (3) 昭和村の工事等請負契約に係る指名停止等の措置要領の規定による指名停止期間中でないこと。
- (4) 当該建設工事の設計業務の受託者と次のいずれかの関係にある者でないこと。
 - ア 当該受託者の発行済株式総数の2分の1を超える株式を保有し、又はその出資の総額の2分の1を超える出資をしていること。
 - イ 構成員の代表権を有する役員（構成員が個人である場合にあっては、当該個人）が当該受託者又は当該受託者の代表権を有する役員であること。
- (5) その他公告に定めた要件

(結成等に係る要件)

第6条 特定企業体の結成に係る要件は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 自主的に結成されたものであること。
- (2) 構成員の組合せは、同一業種又は異なる業種の有資格者の中から、最上位等級に格付けされている者同士又は最上位等級及び第2位等級に格付けされている者との組合せとする。ただし、昭和村内に本店を有する者が構成員となる場合は、第3位等級までに格付けされているものとの組合せとすることができる。
- (3) 構成員は、建設業法第3条第1項に規定する営業所（以下「本店又は営業所等」という。）を第10条第1項第1号の規定により公告する地域に有している者であること。
- (4) 構成員は、当該建設工事に参加する他の特定企業体の構成員になっていないこと。

(出資比率)

第7条 特定企業体の構成員の出資比率の最小限度基準は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 2者の場合 30パーセント以上
- (2) 3者の場合 20パーセント以上

(代表者の選定方法)

第8条 特定企業体の代表者は、構成員のうち施工能力等に照らし、円滑な共同施工を確保する上で中心的な役割を担うことができる者であって、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 当該建設工事の出資比率が構成員中最大（同比率である場合を含む。）であること。
- (2) 当該建設工事を代表する工種について、建設業法第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けていること。

(有効期間)

第9条 特定企業体の有効期間は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 昭和村が請負契約を締結した特定企業体の有効期間は、当該建設工事の完成後3か月を経過した日までとする。
- (2) 当該建設工事において結成された特定企業体のうち契約の相手方とならなかった者の有効期間は、当該建設工事の請負契約が締結されたときまでとする。

(結成の公告等)

第10条 特定企業体の結成に係る公告については、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 特定企業体の結成に必要な要件について、掲示場に掲示するものとする。この場合において、入札方法を一般競争入札とする場合にあって村長が特に必要と認めた場合は、一般競争入札の公告と組み合わせて行うことができる。
- (2) 当該建設工事において、特定企業体が結成されなかった場合は、前号に規定する手続を再度行うことができる。

(競争入札参加申請書類等)

第11条 特定企業体を結成した者が入札参加資格審査を申請しようとするときは、次の各号に掲げる書類を村長に提出するものとする。

- (1) 特定建設工事共同企業体競争入札参加資格審査申請書（別記様式第1号）
- (2) 特定建設工事共同企業体協定書（別記様式第2号）
- (3) 特定建設工事共同企業体誓約書（別記様式第3号）
- (4) 特定建設工事共同企業体委任状（別記様式第4号）
- (5) 特定建設工事共同企業体使用印鑑届（別記様式第5号）
- (6) 本基準の規定による構成員の要件を満たすことを示す書類
- (7) その他村長が必要と認める書類

(申請受付)

第12条 特定企業体の競争入札参加資格審査申請期間は、特定企業体の結成に係る公告により定める期間とする。

(資格審査)

第13条 特定企業体の資格審査は、昭和村入札審査会設置要綱に規定する昭和村入札審査会に諮り、その結果を入札参加資格確認通知書（別記様式第6号）により当該特定企業体の代表者に通知するものとする。

(その他)

第14条 この基準に定めのない事項及びこの基準によることが適当でない事項の取り扱いについては、その都度、村長が定める。

附 則

この基準は、公布の日から施行する。

様式第1号（第11条関係）

年 月 日

特定建設工事共同企業体競争入札参加資格審査申請書

昭和村長

様

特定企業体の名称

特定建設工事共同企業体

代表者 所在地

商号又は名称

代表者の氏名 ㊞

構成員 所在地

商号又は名称

代表者の氏名 ㊞

構成員 所在地

商号又は名称

代表者の氏名 ㊞

このたび、連帯責任によって、請負工事の共同施行を行うため、代表者の商号又は名称
を代表者とする (特定企業体名) 特定建設工事共同企
業体を結成したので、貴村施工の請負工事の入札に参加するため、別冊指定の書類を添え
て入札参加資格の審査を申請します。

なお、この参加申請書及び添付書類の全ての記載事項は、事実と相違ないことを誓約し
ます。

構成員別商号又は名称	許可番号	許可年月日	建設業許可種目
希望する工事の名称			

様式第2号（第11条関係）

特定建設工事共同企業体協定書

（目的）

第1条 当特定企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- (1) 昭和村発注に係る 工事（当該工事内容の変更に伴う
工事を含む。以下「工事」という。）の請負
- (2) 前号に附帯する事業

（名称）

第2条 当特定企業体は、 特定建設工事共同企業体（以下「当特定企業
体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当特定企業体は、事務所を に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当特定企業体は、 年 月 日に成立し、当該工事の完成後3か月を経過
した日までは解散することができない。

2 当該工事を請け負うことができなかったときは、当特定企業体は、前項の規定にかか
わらず、当該工事に係る請負の契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第5条 当特定企業体の構成員は、次のとおりとする。

所 在 地

商号又は名称

所 在 地

商号又は名称

所 在 地

商号又は名称

（代表者の名称）

第6条 当特定企業体は、 を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当特定企業体の代表者は、工事の施工に関し、当特定企業体を代表して、その権
限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び関係機関等と折衝する権限並びに

第9条に規定する運営委員会の決定に従い請負契約に基づく行為を行う権限及び当特定企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該工事の請負代金の変更があっても、この比率は変えないものとする。

(構成員名) パーセント

(構成員名) パーセント

(構成員名) パーセント

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上、構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当特定企業体は、構成員全員をもって、代表者を委員長とする運営委員会を設置し、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い、当特定企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当特定企業体の取引金融機関は、
店とし、特定企業体の名称
を冠した代表者名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当特定企業体は、工事完成のとき、当該工事について決算（残余財産の処分を含む。以下同じ。）をするものとする。

2 当該工事を受注するために要した経費を、構成員全員の同意により当該工事の決算に繰り入れることができる。

(損益の分担)

第13条 前条第1項の規定による決算の結果、利益又は欠損を生じた場合には、構成員は第8条の規定による出資の割合によって利益の配当を受け、又は欠損を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第14条 この協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第15条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当特定企業体が工事の請負契約の履行が完了したのち3か月を経過した日までは脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員が脱退したときにおける残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が有していた出資の割合を残存構成員が有している出資の割合によって分割し、これを第8条の規定による割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果、欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果、利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第16条 当特定企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な理由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第15条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第18条 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第19条 当企業体が解散した後においても、当該工事につき、引き渡された工事目的物

が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないことがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第20条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

外 者は、上記のとおり 特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書を 通作成し、各通に構成員が記名押印の上、各自が所持するものとする。

年 月 日

特定企業体の名称

特定建設工事共同企業体

代表者 所 在 地
商号又は名称
代表者の氏名

⑨

構成員 所 在 地
商号又は名称
代表者の氏名

⑨

構成員 所 在 地
商号又は名称
代表者の氏名

⑨

様式第 3 号 (第 11 条関係)

特定建設工事共同企業体誓約書

特定建設工事共同企業体は、入札参加に当たり、法令等を遵守し、談合等により入札の公正を害するような行為をしないこと及び下記事項を遵守することを誓約します。

記

- 1 建設業等の持続的な発展に必要な人材の確保と事業間における公平で健全な競争環境の構築を図るため、社会保険等の加入徹底に取り組むこと。
- 2 下請業者を活用する際には、昭和村内業者を優先的に活用すること。また、資材調達については、可能な限り地場産品を活用し、昭和村内業者から調達すること。
- 3 この工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がないこと。
- 4 当該建設工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置できること。

年 月 日

特定企業体の名称

特定建設工事共同企業体

代表者 所 在 地

商号又は名称

代表者の氏名

㊞

構成員 所 在 地

商号又は名称

代表者の氏名

㊞

構成員 所 在 地

商号又は名称

代表者の氏名

㊞

昭和村長 様

様式第 4 号 (第 1 1 条関係)

特定建設工事共同企業体委任状

年 月 日

昭和村長 様

特定企業体の名称

特定建設工事共同企業体

(委任者) 構成員 所 在 地

商号又は名称

代表者の氏名

⑨

構成員 所 在 地

商号又は名称

代表者の氏名

⑨

私は、次の者を代理人と定め、昭和村が発注する
に係る下記の権限を委任します。

工事

特定企業体の名称

特定建設工事共同企業体

(代理人) 代表者 所 在 地

商号又は名称

代表者の氏名

⑨

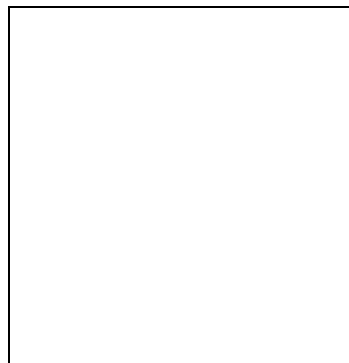
記

- (委任事項)
- 1 特定建設工事共同企業体結成に関する一切の権限
 - 2 見積り及び入札に関する一切の権限
 - 3 前項の権限に関し復代理人を専任する権限
 - 4 工事請負契約締結及び履行に関する一切の権限
 - 5 工事請負代金の請求及び受領に関する一切の権限
 - 6 その他前各号に付随する一切の権限

様式第5号（第11条関係）

特定建設工事共同企業体使用印鑑届

特定企業体の代表者の使用印



上記の印鑑を入札の参加、見積書の提出、契約の締結並びに代金の請求及び受領のために使用したいのでお届けします。

年 月 日

特定企業体の名称

特定建設工事共同企業体

代表者 所在地
商号又は名称
代表者の氏名

⑨

様式第6号（第13条関係）

第 号
年 月 日

入札参加資格確認通知書

（特定企業体代表者） 様

（発注者）昭和村長



先に申請のあった下記工事に係る競争入札参加資格について、下記のとおり確認したので通知します。

記

1 工事名

2 競争入札参加資格の有無 有 ・ 無

3 競争入札参加資格がないと認めた理由

※ 参加資格がないと認めた理由の説明の要求

入札参加資格がないと通知された方は、競争入札参加資格がないと認めた理由についての説明を求めることができます。

この説明を求める場合は、説明申込書（任意様式）を昭和村役場担当課へ直接持参してください（郵送等は不可）。